

新潟市地域包括支援センター運営協議会設置要綱

(設置)

第1条 介護保険法（以下「法」という。）第115条の45に規定する地域包括支援センター（以下「センター」という。）の設置，運営，評価等に係る必要な事項を審議し，センターの公正・中立な運営を図るため，新潟市地域包括支援センター運営協議会（以下「運営協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 運営協議会は，次に掲げる事項について審議する。

(1) センターの設置等に関する次に掲げる事項の承認に関すること。

ア センターの担当する圏域の設定

イ センターの設置，変更及び廃止並びに法第115条の45に規定する包括的支援事業の実施を委託する法人の選定又は包括的支援事業の実施を委託する法人の変更

ウ 包括的支援事業の実施の委託を受けた者による介護予防サービス事業及び地域密着型介護予防サービス事業の実施

エ センターの設置者の申請により指定を受ける指定介護予防支援事業者が実施する指定介護予防支援について，その一部を委託できる指定居宅介護支援事業者の選定及び変更

(2) センターの運営に関すること

ア 運営協議会は，毎年度ごとに，センターより次に掲げる書類の提出を受けるものとする。

① 当該年度の事業計画書及び収支予算書

② 前年度の事業報告書及び収支決算書

③ その他運営協議会が必要と認める書類

イ 運営協議会は、基準を作成した上で、定期的に又は必要な時に事業内容を評価するものとする。

(3) 地域における介護保険以外のサービス等との連携体制の構築，包括的支援事業を支える地域資源の開発，その他の地域の支援体制等に関すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか，運営協議会がセンターの公正・中立性を確保する観点から必要であると判断した事項に関すること。

(組織)

第3条 運営協議会は、委員27人以内で組織する。

2 委員は次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 介護保険のサービス事業者及び保健，医療又は福祉に係る職能団体の関係者

(2) 介護保険の被保険者，介護保険の利用者

(3) 介護保険以外の地域資源や地域における権利擁護・相談事業等を担う関係者

(4) 前3号に掲げる者のほか，センターの公正・中立性を確保する観点から必要と認められるもの

(会長及び副会長)

第4条 運営協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長は，委員の互選により定める。

3 会長は，会務を総理し，運営協議会を代表する。

4 副会長は，委員長が指名する。

5 副会長は，会長を補佐し，会長に事故あるとき，又は会長が欠けたときは，その職務を代理する。

(会議)

第5条 運営協議会の会議は，市長の要請により会長が招集し，その議長となる。

2 会長が必要と認めるときは，運営協議会に委員以外の者の出席を求め，その意見又は説明を聞くことができる。

3 会議において、第2条第1号に規定するセンターの設置等に関する事項の審議を行う際に、委員が当該センターの設置者（設置希望者を含む。）である法人又は団体の役員又は構成員である場合は、その委員を当該事項の審議に係る会議から除くものとする。

（委員の任期）

第6条 運営協議会の委員の任期は1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（庶務）

第7条 運営協議会の庶務は、福祉部高齢者支援課において処理する。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、運営協議会の運営に関し必要な事項は、会長が運営協議会に諮って定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成17年12月2日から施行する。

（経過措置）

2 第6条第1項の規定にかかわらず、本要綱施行後の最初の任期は、平成17年12月2日から平成18年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。